

佐賀県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十四年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日	
新	松籟病院	唐津市鏡四三〇四番地一		平成二二・一一・一	
旧	医療法人松籟会 唐津保養院	唐津市松南町一一九番地 二		平成二三・一一・一	
新	河畔病院				
旧	医療法人松籟会 河畔病院				